

CYBERARK SOFTWARE【A0899】
(CyberArk Software Ltd.)

を保有されている投資家の皆様へ
ー合併〈現金対価に係るイスラエル源泉税免除手続き〉のお知らせー

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、CYBERARK SOFTWAREと米国のサイバーセキュリティ・ソリューションのプロバイダーであるPALO ALTO NETWORK (A0014)の合併につきまして、現金対価に係るイスラエル源泉税免除手続きのご案内を申し上げます。(太字下線部参照)

なお、日程・内容等は現地保管機関の通知に基づくものであり、今後変更となる可能性もございます。今後の動向につきましては、追加情報を入手次第ご案内申し上げます。

詳細につきましては、下記のとおりです。

敬具

記

1. 現地効力発生日 : 2026年2月11日
2. 現地支払開始日(株式対価) : 2026年2月12日
3. 現地支払開始日(現金対価) : 未定
4. 現地上場廃止日 : 2026年2月12日
5. 合併条件 : CYBERARK SOFTWARE 株式1株を、45.00米ドルの現金、及びPALO ALTO NETWORK 株式2,2005株と交換する。
6. 課税関係 : 現地 : 現金対価に対して源泉徴収課税あり
(イスラエル源泉税最大25%)
※ただし、イスラエル非居住者であること等、一定の条件を満たす場合は源泉徴収課税なし
国内 : 源泉徴収課税なし

7. 現金対価に係るイスラエル源泉税免除手続き :

免税手続きをご希望される場合は、お取引いただいております弊社窓口へ下記①②の書類をご提出ください。

① DECLARATION OF STATUS FOR ISRAELI INCOME TAX PURPOSES (申告書)

必要事項にご回答ください。

② 本人確認書類、以下のいずれか1点

(個人のお客様の場合) パスポートの写し、パスポートがない場合は W-8BEN

(法人のお客様の場合) W-8BEN-E

※W-8BEN、およびW-8BEN-Eは、記入見本をご参照のうえ、お客様ご自身で必要事項にご記入ください。

【源泉税免除手続きに関する注意・免責事項】

- ・ イスラエル源泉税免除手続きのためにご提出いただいた書類に含まれる個人情報は、源泉税免除に係る Web 申請手続きの目的のみに使用されます。
- ・ ご提出いただいた書類に不備や記入漏れがある場合、イスラエル源泉税の免税措置が適用されない可能性がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 合併に係る現金対価が、イスラエル税制上の課税対象となるか、または免税措置が適用されるかにつきましては、お客様の実際の居住状況および活動実態に基づき、現地のエージェントが判断致します。

8. 回答期限

: 2026年5月29日(金)

上記期限までに、ご希望の受取方法をお取引いただいております弊社窓口までお知らせ下さい。なお、期限までに選択のご回答がない場合は、「希望しない」をご選択いただいたものとしてお取り扱いさせていただきます。

9. 受取通貨について

:

- ・ 受取通貨（円貨または外貨）は、外国株式の配当金等の受取方法に関する弊社へのお申込み内容等によって、お客様毎に異なります。
- ・ 具体的には、以下のお客様におかれましては、原則として外貨でのお受取りとなります。
 - ①外国株式配当金等の外貨受取を申し込まれているお客様
 - ②外国株式配当金等にて外貨MMFの自動買付を申し込まれているお客様
 - ③大和ネクスト銀行の外貨預金口座を開設されているお客様
- ・ 受取通貨の確認及び変更をご希望されるお客様は、お取引いただいております弊社窓口までお問い合わせください。

10. その他

- :
- ・ **CYBERARK SOFTWARE 株式の出庫は、本合併の現金対価の入金後となります。**
 - ・ **PALO ALTO NETWORK 株式は、2026年2月24日付でお客様の口座へ入庫しております。**
 - ・ 本源泉税免除手続きをご希望されない場合は、現地にて最大25%のイスラエル源泉税が課され、現金対価より控除されます。
 - ・ 現金対価は2026年中に支払われる見込みです。現地から対価を受領次第、お支払い致します。

御不明な点などございましたら、お取引いただいております弊社窓口までお問い合わせ下さい。
本資料は、投資勧誘を目的として作成したのではなく、情報提供を目的としたものであります。

以 上

大和証券株式会社